

三木町地域福祉計画

(令和4年度～令和8年度)

～人にやさしい福祉のまちづくり～

令和4年3月

三 木 町

目 次

第 1 章	計画の概要	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけ・性格	2
3	計画の期間	3
第 2 章	計画の基本的な考え方	4
1	基本理念	4
2	基本目標	4
3	施策の体系	6
第 3 章	地域福祉を取り巻く現状	7
1	人口・世帯の状況	7
2	子どもの状況	10
3	高齢者の状況	13
4	障がいのある人の状況	14
5	ボランティアの状況	17
6	主な福祉サービスの状況	18
第 4 章	施策の展開	26
	基本目標 1 支え合う温かな地域づくり	26
	基本目標 2 安心して選べるサービスづくり	29
	基本目標 3 人にやさしいまちづくり	34
第 5 章	計画の推進	39
1	地域支援ネットワークの構築	39
2	地域社会の理解促進	39
3	庁内体制の整備	39
4	計画の評価・検証	39
5	国・県との連携	39

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

国の推計によると、我が国は今後も少子高齢化が進行し、総人口が減少する「人口減少社会」となることが予想されています。

また、このような少子高齢化に加えて、地域の連帯感の希薄化、ライフスタイルの多様化等により、支えあいの基盤が弱まってきています。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中で孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないことなどにより、課題が深刻化しているケースも増えてきています。自殺や虐待、子どもの貧困などに加え、近年では高齢の親と働いていない独身の50代の子が同居することによる問題（80・50問題）や介護と育児に同時に直面する世帯、いわゆる「ダブルケア」の問題など解決が困難な課題が浮き彫りになっており、人々が暮らしていく上での課題が多様化・複雑化しているのが現状です。

このような人々の暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、住民が様々な地域課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくためには、公的支援のさらなる充実とともに、地域住民等が支えあい、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことができる「地域共生社会」の実現に向けた体制整備を「公的支援」と「地域づくり」の両輪ですすめていく必要があります。

「地域共生社会」とは

制度分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

（平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）

「三木町地域福祉計画」は、本年度で計画期間満了を迎えることから、国・県等の動向や各種制度、社会情勢の変化等に的確に対応し、地域に関わる全ての人と行政が一体となって、総合的に福祉施策を推進していくために「三木町地域福祉計画」を見直し、策定します。

2 計画の位置づけ・性格

(1) 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第107条に基づく「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）」として策定するものであり、本町の地域福祉を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

◀ 社会福祉法より抜粋 ▶

（市町村地域福祉計画）

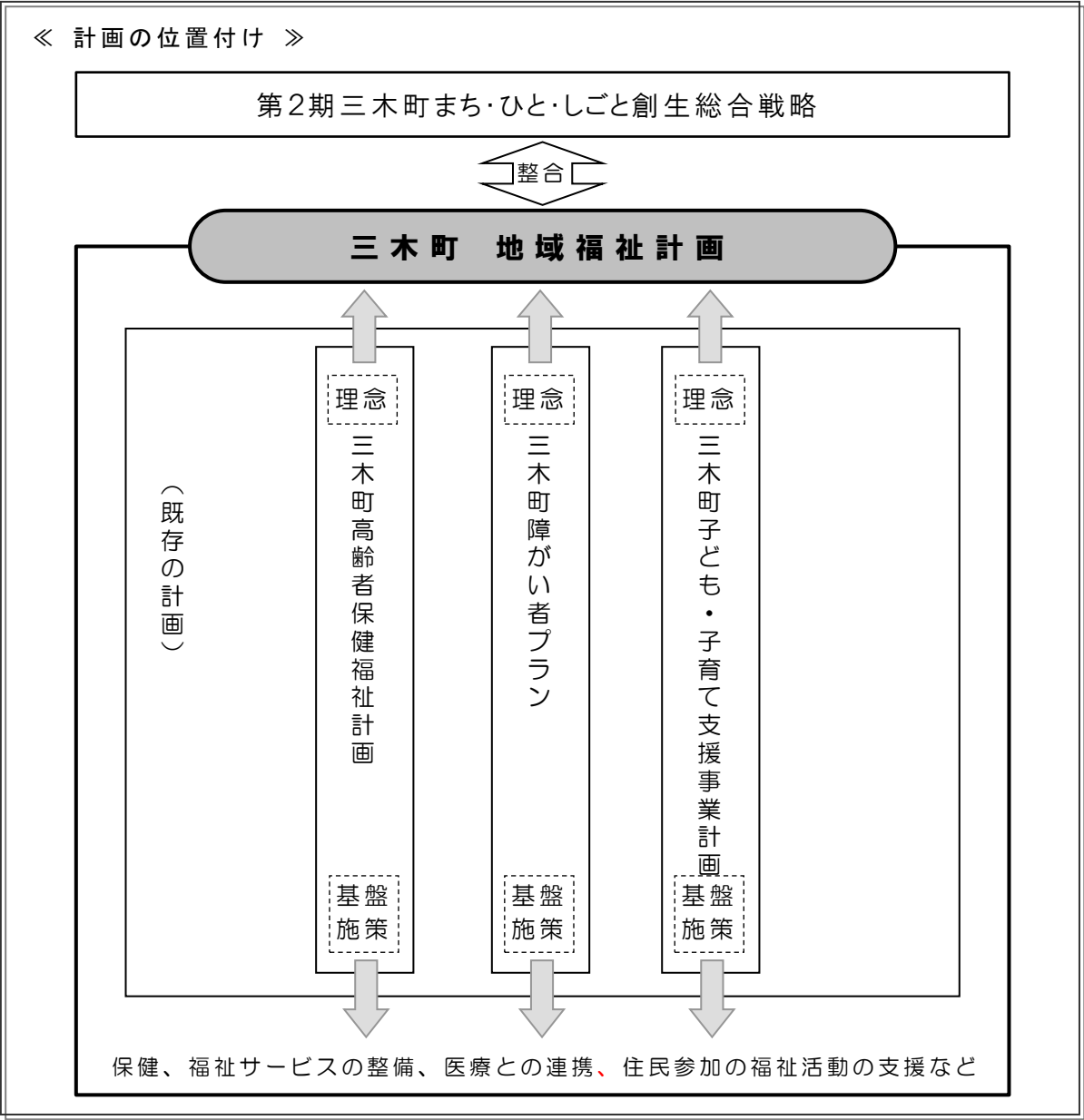
第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

1. 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉について共通して取り組む事項
2. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
3. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
4. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
5. 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

(2) 三木町諸計画との位置付け

本計画は、「第2期三木町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を上位計画とする計画であり、「【基本目標3】子育てしやすい教育のまちづくり戦略」「【基本目標4】健やかで心豊かなまちづくり戦略」という目標を地域福祉の分野から実現するための計画です。

さらに、福祉分野における個別計画が策定されており、「三木町高齢者保健福祉計画」・「三木町障がい者プラン」・「三木町子ども・子育て支援事業計画」等、既存の各種関連計画における協働の取組に関して、基本的な考え方や理念などを相互に関連づけるとともに、各計画の地域福祉の分野に関する関連施策の実現に向けて、基本方針と施策展開の方向を明らかにするものです。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とし、社会動向の変化や計画の進捗状況に対応して計画の見直しを行います。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

超少子高齢社会が目前に迫り、地域の福祉ニーズは増大・多様化を続けており、従来から行政が取り組んできた基本的役割である公平・公正・安定を原則とする社会福祉の枠組みでは、住民ニーズに応えられない状況が出現しています。こうした中、新しい社会福祉の理念である“個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障がいの有無や性別・年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立支援する地域社会”を実現するための必要性が求められています。

地域福祉活動は、行政だけが進めても地域に密着したきめ細かな福祉サービスを住民に提供することはできません。これからの福祉活動は地域ごとに住民、企業、町などが、お互いの関わりを強めながら、それぞれの立場でその役割を担うことが重要になります。

三木町では、これらに対応するため、次の基本理念を掲げ、住民の皆さんと協働して推進します。

『人にやさしい福祉のまちづくり』

2 基本目標

基本理念の実現のためには、住民だれもがお互いを尊重し、理解し、相互に助け合うことのできる地域社会を実現していくことが重要となります。

そのためには、住民一人ひとりができること、地域で共に助け合えること、町がすべきことを、それぞれの立場で考え行動することが求められています。地域における生活課題の共有化や情報の公開を積極的に進めるとともに、何ができるのかを明らかにし、共通理解を深め、行動へとつなげていくため、以下の3つの基本目標を掲げます。

基本目標① 支え合う温かな地域づくり

基本目標② 安心して選べるサービスづくり

基本目標③ 人にやさしいまちづくり

基本目標1 支え合う温かな地域づくり

すべての住民が、住み慣れた我が家、住み慣れたまちで安心して暮らすためには、様々な支援を必要とする人に対して、福祉サービスを提供するだけでなく、同じ地域に住む住民同士で支え合うことが大切です。

行政と住民が協働して地域の福祉活動に取り組む必要があり、また、地域社会の役割として、災害時や緊急時の協力、子育てや高齢者の世話等に関わる助け合いが大切です。

そこで、住民同士がお互いに思いやりを持って助け合い、差別の無い、支え合う地域福祉社会の推進を図るため、福祉教育による福祉意識の醸成やボランティア等の育成、地域福祉のネットワークづくりに取り組みます。

基本目標2 安心して選べるサービスづくり

地域の中で安定した暮らしができるように、お互いに支え合っていくためには、身近な地域で相談できる場や機会が必要です。そのため、窓口の充実や相談員の資質向上などに努めながらだれもが気軽に相談できる体制づくりを進めます。

また、町では多様な福祉サービスを提供していますが、その情報を得ることができなければ、サービスを利用できません。そのため、情報提供の内容や手段などを工夫しながら、必要な情報が容易に入手できる環境づくりを進めます。

さらに、適切なサービスが提供されているか検証や評価を行いながら、ニーズを把握して、適切なサービスを提供していきます。

基本目標3 人にやさしいまちづくり

すべての住民が、住み慣れた我が家、住み慣れたまちで安心して暮らすためには、障がいのある人もない人も、また子どもから高齢者まで、誰もが安全に活動できる環境の整備も大切な要素です。そのためには、今までにも増してバリアフリーやユニバーサルデザインといった考え方に基づいた、誰もが暮らしやすい人にやさしいまちづくりを進めていきます。

3 施策の体系

基本目標

1 支え合う温かな地域づくり

主要課題

福祉意識の醸成

福祉を担う人づくりの推進

地域福祉の総合推進

2 安心して選べるサービスづくり

主要課題

情報提供の充実

相談体制の充実

ケアマネジメント機能の充実

サービス利用者の保護とサービスの質の確保

3 人にやさしいまちづくり

主要課題

バリアフリー・ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

安心・安全なまちづくり

再犯防止の推進（三木町再犯防止推進計画）

権利擁護の推進（三木町成年後見制度利用促進基本計画）

第3章 地域福祉を取り巻く現状

1 人口・世帯の状況

(1) 人口の状況

人口の推移をみると、総人口は昭和60年以降、増加していましたが、平成17年を境に減少傾向です。

また、年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）は年々減少傾向です。生産年齢人口（15～64歳）は平成17年を境に減少傾向に転じています。それに対し、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にあり、少子・高齢化の進展がうかがえます。

総人口と年齢3区分人口（比率）の推移

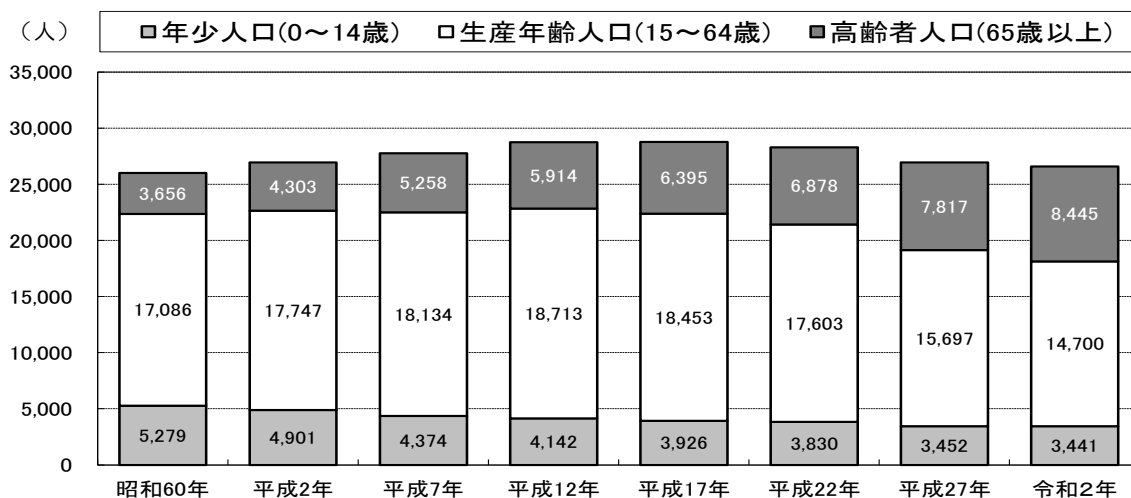
単位：人，％

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	26,021	26,966	27,766	28,769	28,790	28,464	27,684	26,878
年少人口 （0～14歳）	5,279	4,901	4,374	4,142	3,926	3,830	3,452	3,441
比率	20.3	18.2	15.8	14.4	13.6	13.5	12.5	12.8
生産年齢人口 （15～64歳）	17,086	17,747	18,134	18,713	18,453	17,603	15,697	14,700
比率	65.7	65.8	65.3	65.0	64.1	61.8	56.7	54.7
高齢者人口 （65歳以上）	3,656	4,303	5,258	5,914	6,395	6,878	7,817	8,445
比率	14.0	16.0	18.9	20.6	22.2	24.2	28.2	31.4

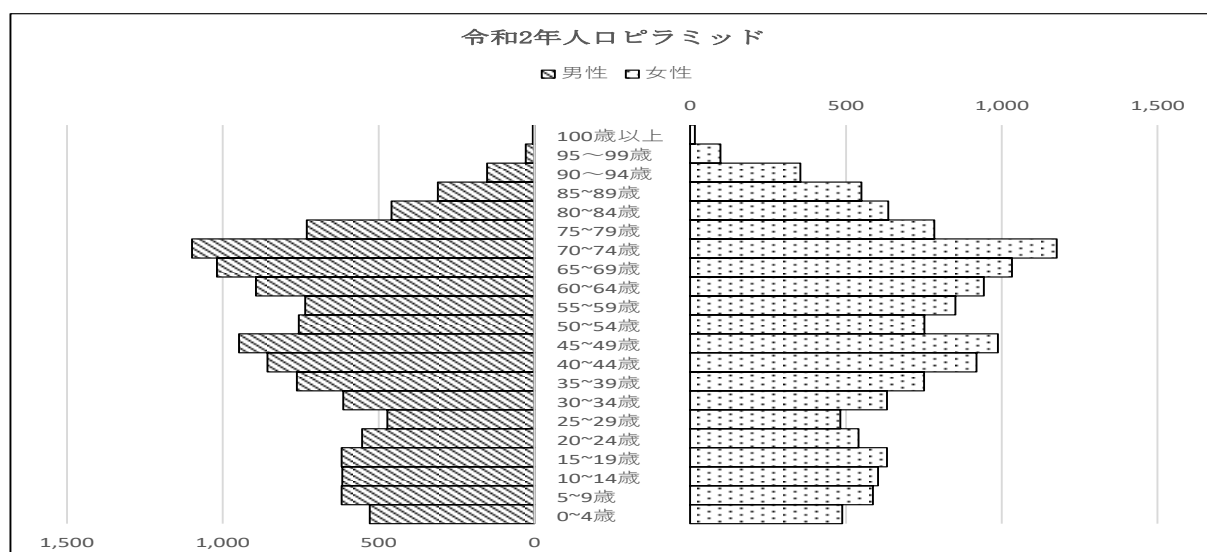
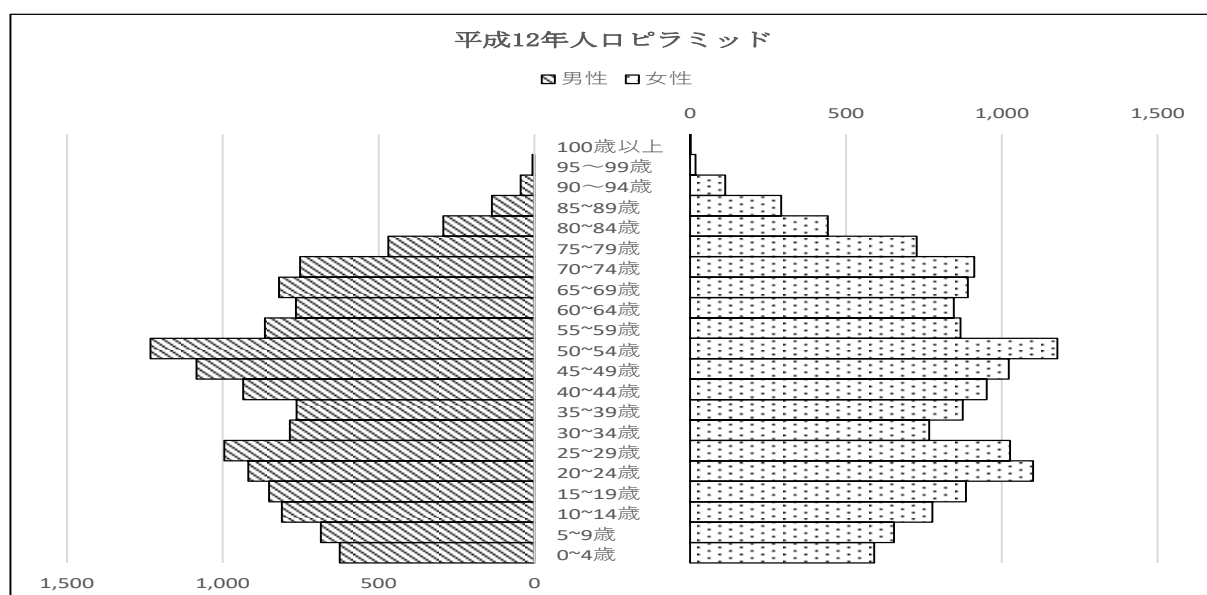
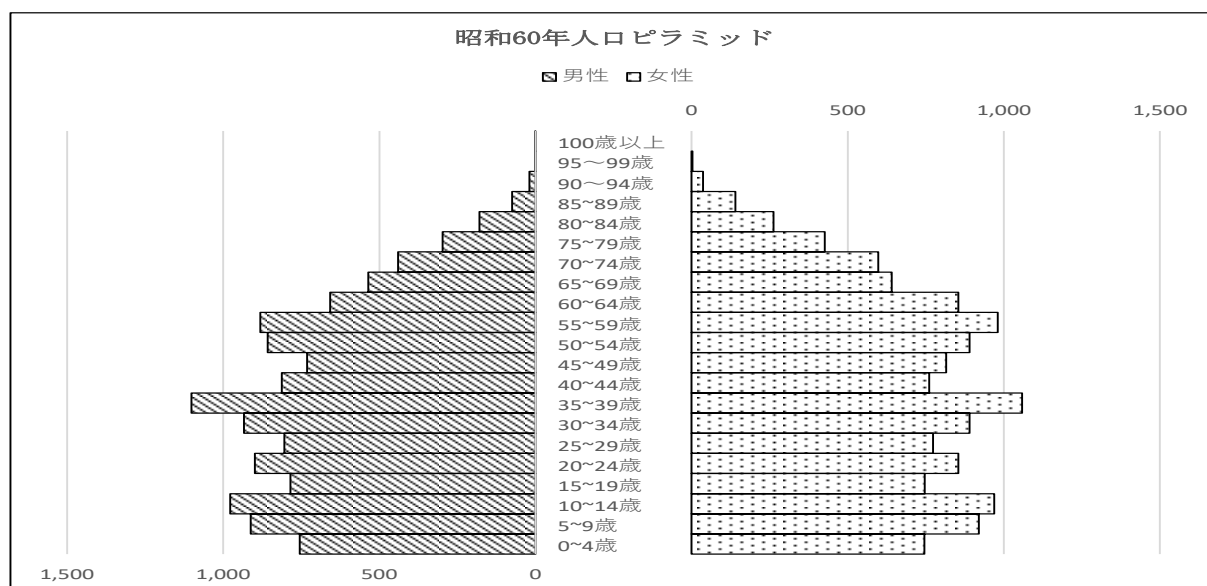
※ 年齢不詳人口がいるため、各年齢区分人口と総人口が一致しない場合がある

【資料】国勢調査

年齢3区分別人口の推移



第3章 地域福祉を取り巻く現状



(2) 世帯の状況

本町の総世帯数は、令和2年で10,866世帯となっており、昭和60年以降、一貫して増加傾向にあります。

しかしながら、一世帯あたりの人数は昭和60年の3.5人から令和2年には2.5人へと減少し続けており、核家族化が進行しています。

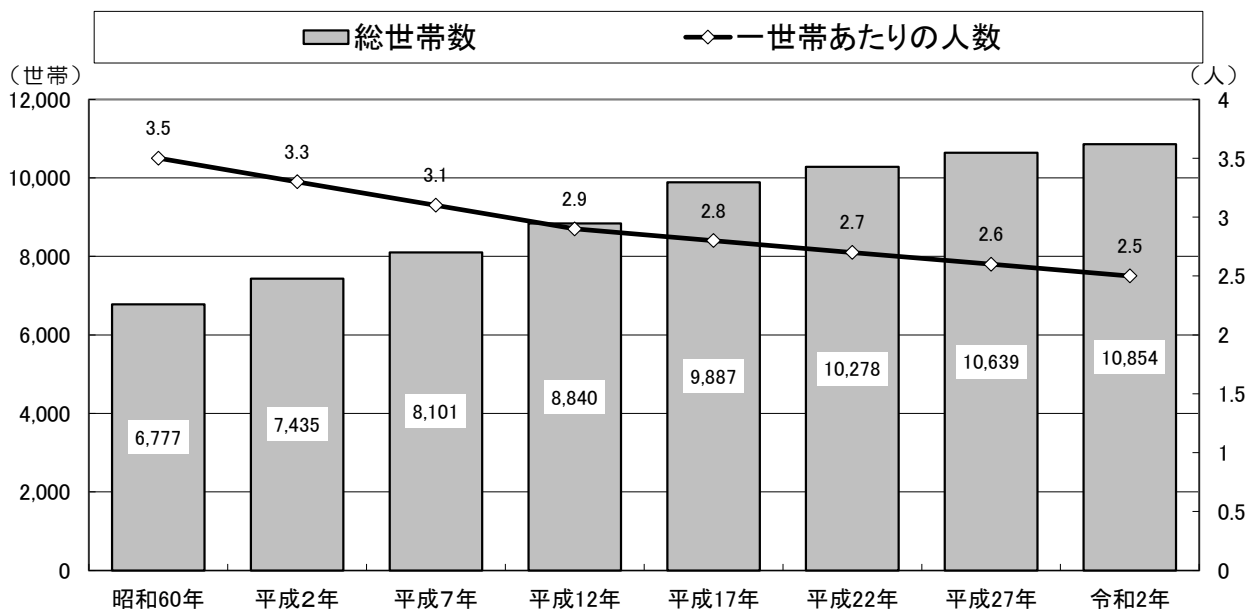
総世帯数と一世帯あたりの人数の推移

単位：人、世帯

年次	総人口	総世帯数	一世帯あたりの人数
昭和60年	26,021	7,435	3.5
平成2年	26,966	8,101	3.3
平成7年	27,766	8,840	3.1
平成12年	28,769	9,887	2.9
平成17年	28,790	10,278	2.8
平成22年	28,464	10,639	2.7
平成27年	27,684	10,667	2.6
令和2年	26,878	10,889	2.5

【資料】国勢調査

総世帯数と一世帯あたりの人数の推移



2 子どもの状況

(1) 出生数

出生数の推移をみると、出生数は平成27年度からほぼ横這い傾向であり、令和元年度には再び200人を割り込んでいます。

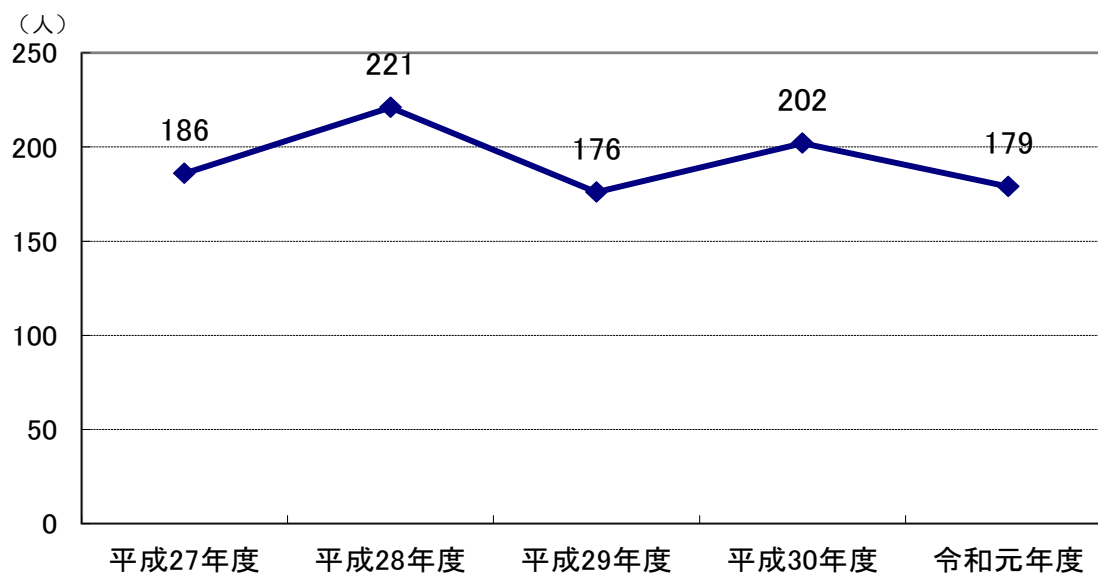
出生数の推移

単位：人

	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度
出生数	186	221	176	202	179

【資料】住民基本台帳

出生数の推移



（２）児童虐待の状況

厚生労働省によると、令和２年度の全国児童相談所（215か所）で対応した児童虐待相談件数は、205,029件（速報値）に上り、過去最多になっています。この数値はその前年度（令和元年度）の193,780件に比べ11,249件（約5.8％）と増加しており、主な要因としては、心理的虐待に係る相談対応件数の増加や警察等からの通告の増加が挙げられています。

一方、香川県の令和２年度児童虐待件数は、1,264件と令和元年度の1,228件から約3％増加しました。虐待種別は、「心理的虐待」が725件（57.4％）と最も多く、次いで「身体的虐待」323件（25.6％）、「ネグレクト（養育放棄）」198件（15.6％）、「性的虐待」18件（1.4％）の順になっています。主な虐待者、「実母」が584件（46.2％）と最も多く、女親による件数が男親による件数を上回っています。

また、本町の令和２年度虐待対応件数は52件となっています。虐待種別は「身体的虐待」が14件（26.9％）と最も多く、次いで「ネグレクト（養育放棄）」13件（25.0％）、「心理的虐待」が11件（21.1％）、「性的虐待」が2件（3.8％）の順となっています。主な虐待者は実母が27件（51.9％）、実父が25件（48.0％）となっており、女親による件数が男親を若干上回っています。

第3章 地域福祉を取り巻く現状

○本町の児童虐待の状況（令和2年度）

①児童虐待相談件数

	相談件数
新規相談	6 件
継続相談	46 件
計	52 件

資料：こども課

児童虐待の種別（疑い含む・重複回答あり）

	身体的	性的	心理的	ネグレクト	その他	計
新規	1	1	0	2	2	52
継続	13	1	11	11	10	

資料：こども課

②被虐待者の年齢別・相談種別

	身体的	性的	心理的	ネグレクト	その他
0 歳～3 歳	0	0	1	5	8
3歳～就学前	5	1	2	3	0
小学生	8	1	5	4	0
中学生	1	0	3	1	0
高校生・その他	0	0	0	0	4
計	14	2	11	13	12

主たる虐待者

	実父	実父以外 の父親	実母	実母以外の 母親	その他	計
件数	8	4	27	0	13	52

資料：こども課

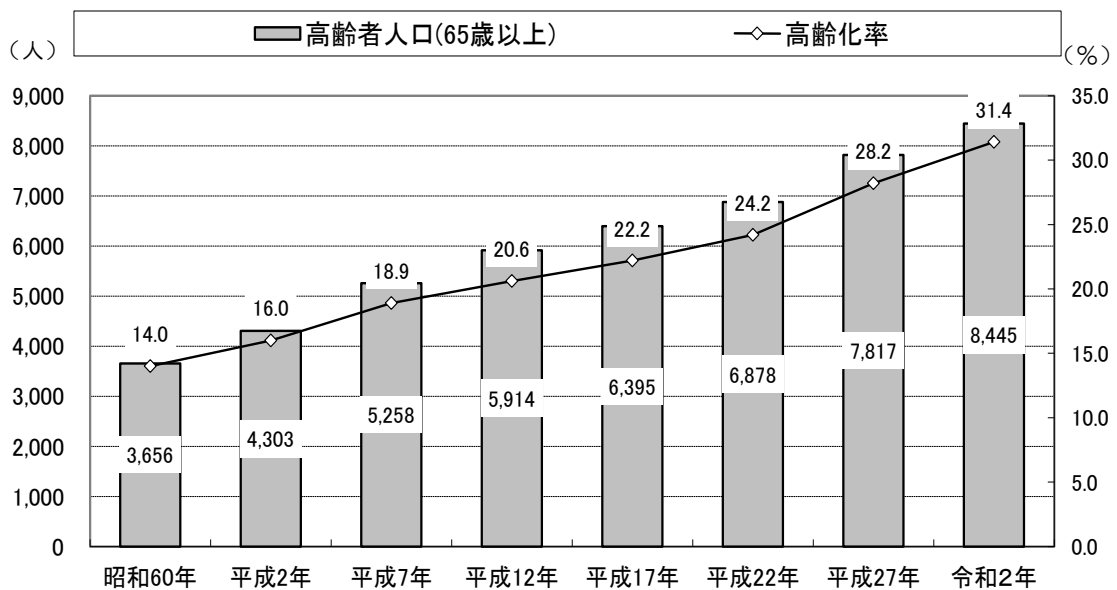
3 高齢者の状況

(1) 高齢者人口

高齢者人口（65歳以上人口）は、令和2年で8,445人となっており、昭和60年以降、一貫して増加傾向にあります。

また、高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）も同様に増加しており、昭和60年には全体の14.0%であったものが、令和2年には31.4%となっています。

高齢者人口の推移



【資料】国勢調査

(2) 高齢者世帯の状況

高齢者世帯は、令和2年で5,285世帯となっており、昭和60年以降、増加傾向にあります。

また、高齢者世帯におけるひとり暮らし高齢者世帯数も同様に増加しており、平成2年には全体の4.0%であったものが、令和2年には12.3%と1割を超えています。

高齢者世帯数の推移

単位：世帯，%

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総世帯数	8,101	8,840	9,887	10,278	10,639	10,667	10,889
高齢者世帯数	3,027	3,555	3,934	4,182	4,500	4,957	5,285
（総世帯比）	37.4	40.2	39.8	40.7	42.3	46.5	48.5
ひとり暮らし高齢者世帯	326	438	577	666	855	1,057	1,344
（総世帯比）	4.0	5.0	5.8	6.5	8.0	9.9	12.3
（高齢者のいる世帯比）	10.8	12.3	14.7	15.9	19.0	21.3	25.4

（３）要介護認定状況

要介護（要支援）認定者数の状況をみると平成28年度では1,822人、平成29年度では1,855人と最も多く、令和2年度では1,826人となっています。

認定率については平成28年度の21.27%から令和2年度には20.47%とやや低下傾向にあります。

要介護（要支援）認定者数の推移

単位：人，％

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
要支援1	235	230	233	224	248
要支援2	250	255	265	292	305
要介護1	413	425	410	388	376
要介護2	289	312	274	305	277
要介護3	249	247	272	278	271
要介護4	202	214	224	217	212
要介護5	184	172	155	137	137
計	1,822	1,855	1,833	1,841	1,826
認定率（高齢者人口比）	21.27	21.17	20.81	20.72	20.47

【資料】介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

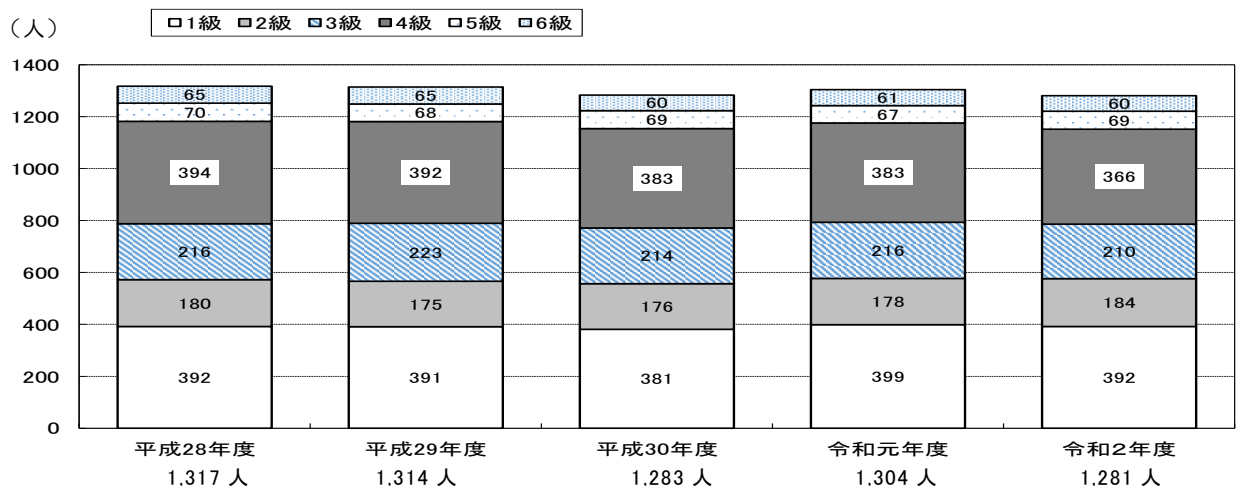
認定率については、住民基本台帳の高齢者数より算出

4 障がいのある人の状況

（１）身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成28年度以降減少傾向にあり、平成28年度の1,317人から令和2年度では1,281人と36人減少しています。

身体障害者手帳所持者数の推移

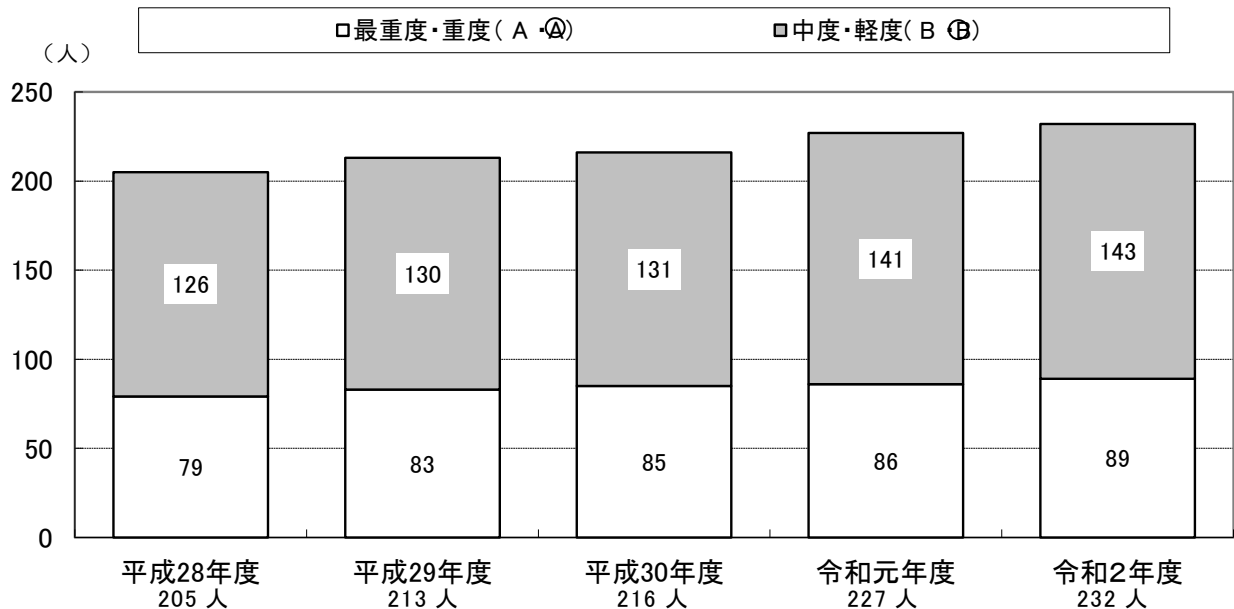


【資料】福祉介護課（各年度末現在）

（２）療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の推移をみると、平成28年度では205人、令和2年度では232人と増加しています。

療育手帳所持者数の推移

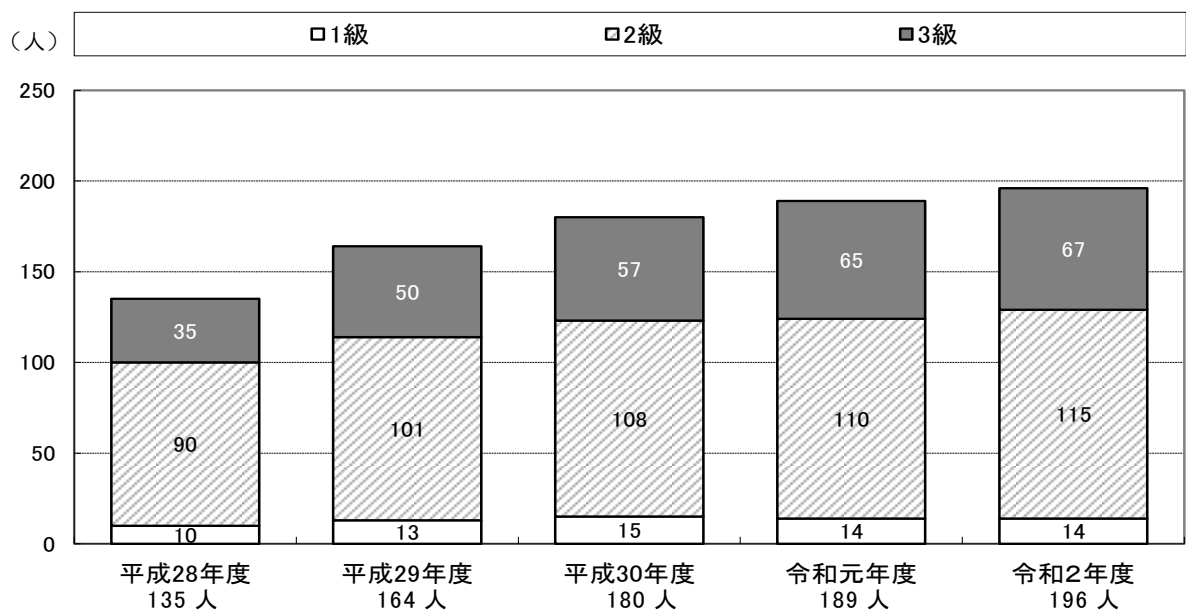


【資料】福祉介護課（各年度末現在）

（３）精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、平成28年度の135人から、令和2年度では196人と、61人増加しています。

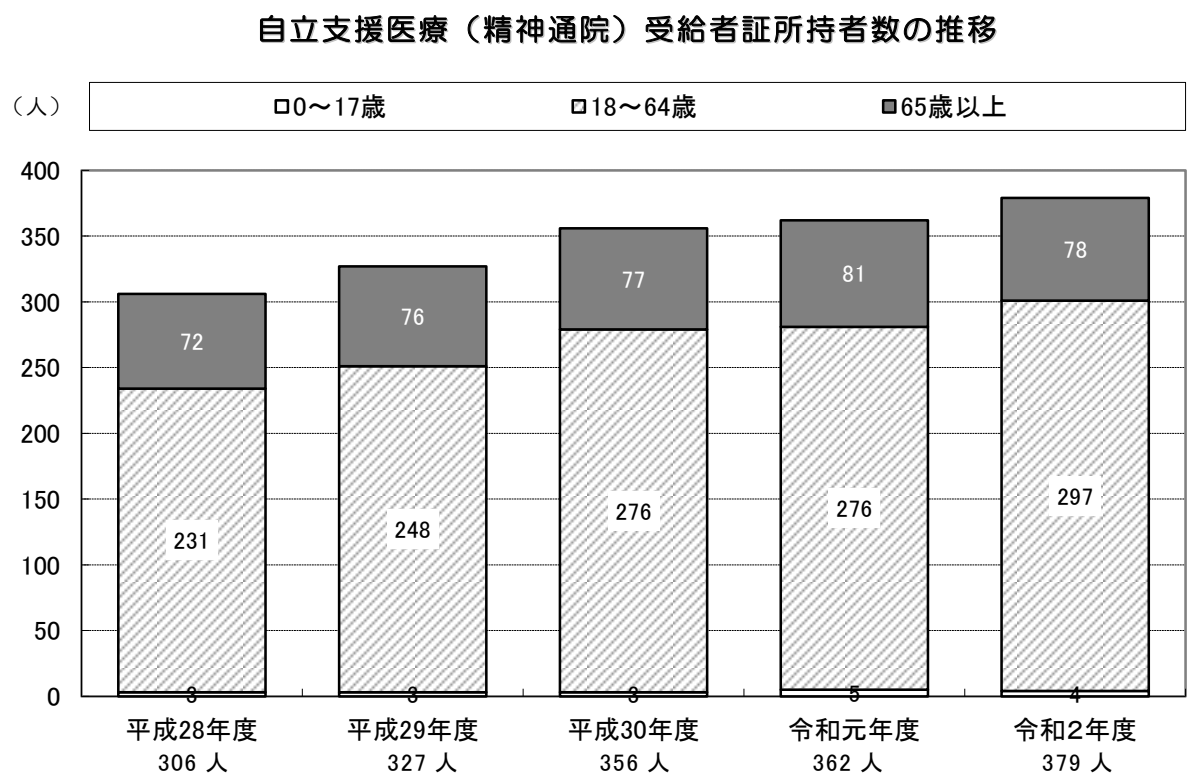
精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



【資料】福祉介護課（各年度末現在）

（４）自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数の推移

自立支援医療受給者証所持者数は増加傾向にあり、平成28年度の306人から、令和2年度では379人と、大幅に増加しています。



【資料】福祉介護課（各年度末現在）

5 ボランティアの状況

三木町社会福祉協議会のボランティアセンターに登録しているボランティア団体は令和3年度現在で以下の通りとなっています。

団体名	主な活動内容
三木町野球倶楽部40・50	草野球チーム
三木町児童安全対策協議会	小学校等の児童の登下校時の見守り
ネバーランド	本の読み聞かせ
三木町日本語ひろばボランティアの会	外国人に対して日本語を教える活動
三木町SV	バレーボールチーム
三木町婦人団体連絡協議会	町内のイベント、施設ボランティア等
レインボー天使クラブ	子どもの居場所づくり
一般社団法人 Pace of New Earth	子ども・障害者支援
三木町ゆりの会	地域ボランティア活動

6 主な福祉サービスの状況

(1) 主な高齢者福祉サービス

事業名	内容
総合相談事業	介護や、介護サービス、近所の高齢者の変化や、健康状態等、高齢者に関する相談を受け付け、支援につなげる事業です。
権利擁護	財産管理に自信がなくなった時や悪質な訪問販売にあった場合、虐待等の相談等を受け付け、支援につなげる事業です。
さんさん会	65歳以上の高齢者を対象として、健康運動指導士による運動教室や歯科衛生士による健口教室等を町内公民館等の15箇所で月1回実施しています。参加は無料。
貯筋体操クラブ	65歳以上の介護認定を受けていない高齢者を対象とした、体操講師による筋力低下予防教室で、本人の体の状態や希望等に合わせた2コースに分かれて月2回開催しています。参加は無料。
げんきーぷ体操	65歳以上の介護認定を受けていない高齢者を対象とした、体操講師による体と気持ちのげんき(元気)をきーぷ(キープ=維持)することを目的とした健康体操教室です。月2回開催。参加は無料。
サンちゃんクラブ	65歳以上の介護認定を受けていない高齢者を対象とした、運動機能を高め、運動習慣を身につけることを目的とした運動教室。サンサン館みきにて週1回程度開催しています。参加は無料。
サンフラワークラブ	老人クラブの会員の女性を対象とした、体操講師による軽体操等を実施する教室。防災センター3階大ホールにて月1回開催しています。
元気歯つらつ教室	65歳以上の高齢者を対象とした、歯科衛生士による健口教室です。参加は無料。
水中ウォーキングセミナー	65歳以上の高齢者を対象とした、水泳講師による水中ウォーキング教室を、B&G海洋センターにて実施しています。参加は無料。
男性料理元気塾	65歳以上の男性を対象とした料理教室。食生活改善委員を講師に、年6回程度のコースで開催しています。
すこやかライフサポーター養成講座	地域で高齢者を支える傾聴ボランティア、見守りボランティア、さんさん会ボランティア活動をするための全9課程の養成講座を開催しています。
三木町一人暮らし高齢者等見守りボランティア事業	すこやかライフサポーター養成講座を受講したボランティアが、一人暮らしの高齢者等が閉じこもりがちなことや、孤立することを防いで、自立した生活の継続を目的として、月に1回程度訪問します。

事業名	内容
傾聴ボランティア事業	すこやかライフサポーター養成講座と傾聴ボランティア養成講座を受講したボランティアが、高齢者の心に寄り添い、話し相手になる傾聴ボランティアとなって、高齢者がいきいきと暮らせる一助となる事を目的として、月に1回程度訪問します。
認知症サポーター養成講座	認知症について正しく知ってもらい、認知症の方や家族を優しく見守り支え合うことができる社会を作るために開催しています。
認知症初期集中支援チーム	認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援を行います。
認知症カフェ	認知症の要介護者を介護している家族や認知症に興味のある方を対象に、認知症の理解を深め、認知症の人にやさしい地域づくりを目的に開催しています。
宅配店マップ作成・配布事業	商店への買物に行くことが困難な高齢者に対応するため、宅配や訪問が可能な商店の情報をとりまとめた宅配店マップを作成し民生委員、総合相談などを通じて必要な者へ配付しています。
介護者の集い	在宅で要介護者を介護している方を対象に、介護知識の普及や介護者自身のリフレッシュを目的に開催しています。
敬老祝金	町内に居住する77歳、88歳、100歳の高齢者へ祝金を支給します。
要介護高齢者等介護者手当	在宅で寝たきり等の高齢者(要介護3以上)を介護している人に手当を支給します。
要介護高齢者等紙おむつ給付事業	在宅で認知機能等の制限により、排せつに介護が必要な高齢者(要介護2以上)に対し紙おむつを給付します。

第3章 地域福祉を取り巻く現状

介護保険サービス(介護給付サービス・予防給付サービス)※在宅	
訪問サービス	訪問介護・訪問型サービス
	訪問入浴・予防訪問入浴介護
	訪問看護・予防訪問介護
	訪問リハビリテーション・予防訪問リハビリテーション
	居宅療養管理指導・予防居宅療養管理指導
通所サービス	通所介護サービス(デイサービス)・通所型サービス
	通所リハビリテーション・予防通所リハビリテーション
短期入所サービス	短期入所生活介護(ショートステイ)・予防短期入所生活介護
	短期入所療養介護(ショートステイ)・予防短期入所療養介護
その他のサービス及び地域密着型サービス	福祉用具の貸与
	特定福祉用具の販売
	住宅改修費の支給
	地域密着型通所介護
	認知症対応型通所介護
	予防認知症対応型通所介護
	認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 予防認知症対応型共同生活介護

(2) 主な障がい者の福祉サービス

障害者総合支援法、児童福祉法に基づき、在宅の方が居宅にて利用する訪問サービスと、通所して利用するサービス、施設に入所するサービスがあります。

障害福祉サービス

事業名	事業内容
居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。2018(平成30)年4月より、入院時も一定の支援が可能となりました。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型＝雇atype、B型＝非雇atype)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
自立生活援助	一人暮らしの人に定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
共同生活援助(グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

第3章 地域福祉を取り巻く現状

相談支援事業

計画相談支援 障害児相談支援	障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障害者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。
障害者相談支援事業（地域生活支援事業）	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行います。また、（自立支援）協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。

地域生活支援事業

日常生活用具給付事業	重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に対して手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。
日中一時支援事業	日中において監護する者がいないとき、事業所等において一時的に見守りを行います。
地域活動支援センター事業	障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

その他の支援事業

事業名	事業内容
補装具費の支給	障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用される義肢、装具、車いす等の補装具の購入等の費用を支給する制度です。
自立支援医療 （更生医療）（育成医療） （精神科通院医療）	心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。
福祉タクシー事業	重度の身体障害者手帳及び療育手帳、精神保健福祉手帳の交付を受けた住民税非課税の方にタクシー助成券を交付します。

障害児通所支援

事業名	事業内容
児童発達支援	未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練を行います。
放課後等デイサービス	就学児が事業所にて生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流等のサービスを行います。
保育所等訪問支援	児童が通っている保育所など集団生活の場に支援員が訪問し、集団生活の適応のための専門的な支援を行います。

第3章 地域福祉を取り巻く現状

(3) 主な子育て支援サービス

利用者支援事業	三木町子育て世代包括支援センターを設置し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び、相談・助言を行うとともに、関係機関との調整を行うなど利用者支援を図ります。
妊産婦・乳児健康検査事業	安心して妊娠・出産ができることを目的に、妊婦歯科健診・妊婦一般健診・産婦健診・乳児一般健診に対し助成を行います。
産後ケア事業	産後の母親と子どもの健康を守るため、助産師等による乳房ケアや育児相談を行います。
ブックスタート事業	親子でふれあう時間を大切にすることを目的に、3か月児健診時にボランティアによる絵本の読み聞かせ体験とプレゼントを行っています。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する情報提供や養育についての相談を行います。
養育支援訪問事業	乳幼児や児童の養育について、支援が必要であると判断した家庭に対し、保健師や助産師等が家庭訪問し、指導助言を行います。
相談支援事業	妊娠期から子育て期まで、さまざまな相談を保健師や助産師、管理栄養士、歯科衛生士、鍼灸師が行います。
集団健康教育	妊娠期から子育て期を対象に、必要な情報を提供するため母親やその家族に対して健康教育を行います。
こども相談	児童心理士による子育てや子どもの発達についての相談を行います。
ことばの相談	言語聴覚士によることばの発達について相談を行います。
病児・病後児保育施設利用無料化事業	「第2子3歳未満児」「第3子以降就学前児童」の病児・病後児児童を対象に保育施設利用料の無料サービスを行います。
一時預かり事業	保育所を定期的に利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難になった場合や育児疲れによる保護者の心理的・身体的な負担を軽減する必要がある場合等に、保育所等で一時的に預かります。
子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ事業)	保護者の疾病、出産、介護、冠婚葬祭等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童福祉施設等で一時的に預かります。
子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポート・センター事業)	地域の中で「子育ての援助をしてほしい人」と「子育ての援助をしたい人」が会員になって、一時的な子育て支援をします。
子育て支援券	新生児が生まれた際、第1・2子1万円、第3子以降20万円分の子育て支援券を交付します。
発達が気になる子ども等のサポート事業	発達が気になる児童や保護者が児童発達支援センターに通所したり、児童発達支援センターの職員による訪問支援を受けることができます。

(4) その他の支援サービス

日常生活自立支援事業	認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭・書類の管理等を行います。
法人後見事業	三木町社会福祉協議会等の法人が成年後見人等になって、身上監護や財産管理を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用の必要性があるにもかかわらず申立人等がない場合、町長による申し立てを行います。また、申立人等は居るが、生活に困窮し、申し立て費用の負担や成年後見人等への報酬の支払いが困難な者に対して、一部助成を行います。
香川おもいやりネットワーク事業	地域で孤立し、生活のしづらさ(失業、経済的困窮、けが、病気など)を抱えている人に、生活支援を行う等、地域でトータルサポートします。
生活困窮自立支援事業	貧困の連鎖の防止のため、最低限度の生活を維持することが出来なくなる恐れのある人を対象に、生活保護に至る前の自立支援を行います。

第4章 施策の展開

基本目標1 支え合う温かな地域づくり

(1) 福祉意識の醸成

【現状と課題】

高齢者や障がいのある人への理解が深まり、ノーマライゼーションという概念は広まりつつありますが、まだまだ十分浸透していない状況にあります。

また、近年では児童や高齢者に対する虐待、女性に対する暴力が社会問題になっており、虐待の報告件数は氷山の一角であって、実際にはかなりの件数があるのではないかとという危機感も指摘されています。

私たちは同じ地域に住む者として、偏見や差別のない地域をつくる必要があります、そのためには支え合う意識を高めることが大切です。

高齢者に対する虐待の防止や尊厳の保持を進めるため、また、児童や障がいのある人への虐待を防止するため、町の窓口での相談・通報を受け付けるのはもちろんのこと、虐待を発見した人が速やかに相談・通報できるよう、民生委員・児童委員や関係機関等と連携し、虐待防止ネットワークの構築が求められています。

【町の取組（公助）】

- 心のバリアフリーの普及啓発に努めます。
- 児童生徒に対するボランティア活動の場を提供し、福祉教育を推進します。
- 社会福祉協議会や各種生涯学習活動団体、ボランティア団体と連携し住民全体に対する福祉教育を推進します。
- 小・中学校や老人クラブ、自治会等と連携し、世代間交流・地域間交流の場や機会の確保に努めます。
- 高松東警察署と締結した「虐待対応の連携強化に関する協定書」に基づき更なる相互連携の強化を図り、児童、高齢者、障がい者に対する虐待の未然防止と早期発見・早期対応に努めます。

【住民の取組（自助・共助）】

心のバリアフリーを実践しましょう

私たちの住んでいる地域はどんな地域なのか、どんな人が暮らしているのか、もっと地域のことに関心を持ち、地域の中で一人ひとりができることを実践しながら、福祉活動を高めていく必要があります。

(2) 福祉を担う人づくりの推進

【現状と課題】

いま、地域における人と人とのつながりが薄れつつあり、また、核家族化が進んでいます。子育て世代の多くが仕事に就き、一人ひとりがまちの現状を把握することが難しい状況となっています。

一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を持って生活していくためには、小さな頃から自然に福祉の心を身につけることが必要です。そのためには、家庭、地域、学校などが連携して、子どもたちの思いやりの心を育んでいくことが求められます。

大人になってからは、その心にさらにみがきをかけ、実践活動につなげていく必要があります。そのため、きっかけづくりを中心に福祉のことをもっと知ってもらう手助けをしていかなければいけません。

また、住民との協働による地域福祉の推進を図るため、福祉ボランティアの育成や組織化等の支援に取り組む環境整備が求められています。

これには、社会福祉協議会などとの連携のもと、ボランティアの育成や活動しやすい環境の整備に取り組んでいく必要があります。

【町の取組（公助）】

- 社会福祉協議会と連携し、福祉ボランティアの育成や活動支援、ボランティア関連情報の提供や活動紹介に努めます。
- 民間福祉団体の活動の場として、公民館等の地域施設の有効活用に努めます。
- 学校行事への住民の参加を呼びかけ、交流を深めます。
- 地域の実情に合った地域活動を展開できる人材の育成に努めます。
- 地域支援ネットワークの構築に努めます。
- 生活支援体制整備事業により支え合いの仕組づくりに努めます。

【住民の取組（自助・共助）】

地域の活動に、積極的に参加（協力）しましょう

地域活動への関心は高くても、時間の制約があったり、はじめの一步が踏み出せなかったりする人が多いことから、福祉について学ぶきっかけや、地域の福祉活動を知り、福祉に理解を深め行動するきっかけづくりを進めることが必要です。

（３）地域福祉の総合推進

【現状と課題】

町の地域福祉は、社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員やボランティア等の様々な団体の活動により、進められています。近年、さらに地域で活動する団体が増えてきていますが、リーダー的役割を担う人が不足しています。そのため、様々な機会を捉えてリーダーの発掘と育成を行いながら、地域福祉のリーダーを育てていく必要があります。

また、地域福祉を推進するためには、一人ひとりが地域福祉の担い手として、できる範囲の活動をはじめることが大きなポイントです。そのためには、ボランティアやNPOの活動を推進していくことは欠かせません。

さらに、これらの各種団体個々の活動を支援するだけでなく、様々な団体が連携して、より効果的に地域福祉を推進していけるように、各種団体間、及び福祉施設や医療施設等の関係機関も含めた福祉ネットワークづくりが必要です。

【町の取組（公助）】

- 社会福祉協議会、民生委員・児童委員、老人クラブ、婦人会、ボランティア等、地域福祉を担う各種関連団体間の活動支援と連携強化に努めます。
- 社会福祉協議会と連携し、地域見守りネットワークの推進に努めます。
- 医療機関や地域包括支援センター、福祉施設等、保健・医療・福祉に関連する団体も含めた総合的な福祉ネットワークの構築に努めます。

【住民の取組（自助・共助）】

一人ひとりが、福祉の問題を自分自身のこととしてとらえましょう

私たちは同じ地域に住む者として、偏見や差別のない地域をつくる必要があります。そのためには支え合う意識を高めることが大切です。一人ひとりが地域の一員であることを自覚し、お互いに助け合って生活することができる関係を築いていくことが大切です。

基本目標2 安心して選べるサービスづくり

(1) 情報提供の充実

【現状と課題】

住民福祉サービスを適切に利用することができるよう、福祉に関する事情をわかりやすく、正確に伝えることが大切です。

本町では、現在、広報紙やパンフレット類を配布して各種福祉関連情報を提供しているほか、各課の窓口や、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、隣保館等の相談窓口を活用し、情報提供に努めています。

しかし、中には住民福祉サービスそのものやその利用方法を知らない人も少なくありません。

今後は、広報紙やパンフレット類の紙媒体による情報提供をはじめ、町の窓口や各種関係団体相談窓口等での人を介した情報提供を推進するとともに、インターネット等を活用した新たな情報提供にも取り組み、誰にでも分かりやすく各サービスの内容や情報が行きわたるよう、当事者の立場を考慮された情報提供の手段や内容などを充実させる必要があります。

【町の取組（公助）】

- 広報紙やパンフレット類による紙媒体での情報提供については、読みやすくわかりやすいものとなるよう、創意工夫に努めます。
- インターネット(ホームページ)等、新しい媒体を活用した情報提供に努めます。
- 視覚・聴覚に障がいのある人など、障がいにあった方法による情報提供に努めます。
- 各相談窓口を活用した情報提供を行います。
- 社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、隣保館等の相談機関と連携した情報提供に努めます。

【住民の取組（自助・共助）】

関心を持って情報を得るようにしましょう

町ではさまざまなサービスを実施しているにも関わらず、どんなサービスがあるのか、どういう人が利用できるのかなど、サービスに関する情報が行き届いていない現状があります。町が情報提供に努めると同時に、住民も広報紙、ホームページ等、積極的な情報収集が必要です。

（２）相談体制の充実

【現状と課題】

福祉に関する相談に対しては、現在、福祉介護課、こども課等の関連所管課の窓口をはじめ、社会福祉協議会、民生委員、児童委員、地域包括支援センター、隣保館等で対応しています。

また、必要に応じて医療機関や学校、福祉施設等の関係機関と連携して相談事への対応や問題解決を図っています。

しかし、実際にどこの窓口へ行けばいいのかわからない、適切なアドバイスが受けられないといった声も少なくありません。これには、各相談窓口の連携が必要不可欠となってくるとともに、近年、複雑化、多様化してきた相談内容に対応するためには課や組織を越えた横断的な協力体制が必要になってきます。

相談することは、問題解決の第一歩です。一人ひとりが積極的に相談したいと思える体制、気軽に相談できる体制をつくることが大切です。それには、新たな相談窓口を創設するということだけではなく、自治会やボランティア等も含めた既存の身近な地域の協力者・関係機関との連携体制の構築を図っていくことも重要です。

身近な地域で気軽に日常生活での困り事や福祉サービス等にかかわる相談ができるよう、関係団体との連携強化に努めるとともに、多様化する課題に対応できるよう各相談窓口の横断的な協力・連携体制を構築することで包括的かつ重層的な支援体制の整備を図っていきます。

【町の取組（公助）】

- 多様な相談に迅速かつ適切に対応できるよう、医療機関や学校、福祉施設等の関係機関とのさらなる連携強化に努めます。
- 社会福祉協議会や民生委員・児童委員、地域包括支援センター、隣保館等の各種相談機関や自治会、ボランティアなども含めた既存の社会資源との連携により、身近な地域での相談体制の機能充実に努めます。
- 多様な課題に対応できるよう、各関係機関との連携強化や各相談窓口の横断的な協力体制を構築します。
- こども課に設置した子育て世代包括支援センター「すまいる」により、妊娠期から安心した出産・子育てができるように保健師等専門職による切れ目ない支援を行うなど、相談体制の強化に努めます。

【住民の取組み（自助・共助）】

問題を抱えこまず、積極的に相談しましょう

地域の中で安定した暮らしができるように、お互いに支え合っていくためには、身近な地域で相談できる場や機会が必要です。問題を家族・個人だけで抱えこまず周りに相談するとともに、相談を受けた場合も、自分たちだけで問題解決が難しい時は専門機関へ積極的に相談することが大切です。

(3) ケアマネジメント機能の充実

【現状と課題】

介護保険制度や障がい者の制度は、サービス利用者が自らサービスを選び利用する仕組みとなっています。

このため、利用者本人の意思を尊重しつつ、必要なサービスをプランニングしたり、サービス提供事業者等の関係者と連携調整を行うなどのケアマネジメントが必要です。

介護保険や障害福祉サービス等のケアマネジメントは、主に民間事業者である介護支援専門員（ケアマネジャー）等が行っていますが、それ以外の高齢者福祉や障がい者福祉等にかかわるケアマネジメントについては、行政職員及び相談支援事業者、地域包括支援センター、地域の関連機関が相互に十分な連携を取りながら、適切な福祉サービス提供へ向けた総合的な調整を行っています。

しかし、現状として適切なケアマネジメントが行き届いていない利用者もいます。このため、関係機関との更なる連携強化とケアマネジメント機能の充実が求められます。

【町の取組（公助）】

- ケアマネジメント機能の充実を図ります。
- 関連機関との連携を強化し、サービス利用者に対して適切かつ総合的なサービスが提供されるような体制整備に努めます。
- 研修等を通じて職員や介護支援専門員等ケアマネジメントにかかわる専門職の資質向上に努めます。
- 適切なサービスが提供されているか評価・検証し、サービスの質の向上を図ります。

【住民の取組（自助・共助）】

隣近所への声かけや見守りによりニーズを見つけ、
地域で手助けしましょう

一人ひとりの状況に合わせたサービスを提供するためには、住民の要望や生活実態をより正確に把握することが必要です。そのためには、隣近所の声かけや見守り活動などの地域の協力も必要になります。

（４）サービス利用者の保護とサービスの質の確保

【現状と課題】

少子高齢化・核家族化の進展に伴い、高齢者だけの世帯やひとり暮らしの高齢者が増加していくと考えられます。このような状況においては、障がいのある人も含め、身の周りのこと、例えば、財産の管理や福祉サービスの利用、経済的困難への対処など、ひとりで対応することが難しくなるため、これらの制度の実施主体である県や町の社会福祉協議会等と連携し、関連制度の周知に努めるとともに、高齢者や障がい者等で判断能力が不十分な人の福祉サービスの選択や利用等を援助するための体制づくりが必要となってきます。

また、サービス利用者がより良いサービスを利用できるよう、サービスの質の確保に取り組むことと、利用者に適切なサービスが提供されているか検証や評価を行いながら、利用者のニーズを把握して、利用者に適切なサービスを提供していくことが求められます。

【町の取組（公助）】

- 社会福祉協議会等の関連団体との連携により、日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知を図ります。また、これらの関連制度の利用支援を行います。（成年後見利用促進計画の作成と中核機関の設置）
- 社会福祉協議会や福祉施設、その他の福祉サービス事業者に対して、サービス従事者の質の向上に対する取組みを推進するよう要請していきます。
- サービスに関わる苦情等に適切に対応するため、地域包括支援センター等の相談窓口やサービス事業者等の関係機関と連携し、迅速かつ円滑に問題が解決されるような体制づくりに努めます。
- サービスを評価する仕組みづくりについて、県や周辺市町村と連携し、検討を進めます。
- サービスの利用状況の分析や各種調査などにより、サービスを利用する側と提供する側の双方のニーズを把握します。

【住民の取組（自助・共助）】

サービスについての要望や意見を伝えましょう

今後、公的サービスだけでなく多様なニーズへの対応やきめ細かなサービスが求められると考えられます。これらのニーズをいかに把握するかが大切です。町からの各種調査などには積極的に参加し、小さなことでも意見や要望を伝えていくことが大切です。

基本目標3 人にやさしいまちづくり

(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

【現状と課題】

だれもが住みやすい地域となるために、まず道路や公共交通などの面においては、だれもが安心して移動、外出できる環境づくりが必要です。段差の解消や歩道の整備などを進めるとともに、施設の整備に当たっては、公共、民間を問わず、ユニバーサルデザイン等の工夫を積極的に取り入れていく必要があります。

障がい者や高齢者等への理解は、いまだに十分ではなく、ちょっとしたことで障がいを持つ人が傷つけられることも少なくありません。施設や道路といったハード面だけでなく、自分以外の人のことを考えられるちょっとした気配りや思いやりの大切さを普及・啓発しながら、困っている人がいたら自然に手を貸すことができるような、人にやさしいまちの実現が求められます。

さらに、地域には様々な施設があり、地域の資源となっています。利用者が地域資源を有効に活用するためには、施設利用のPRや有効活用の方法などを検討する必要があります。こうした地域資源を活用しながら、地域の実情に合ったその地域らしい取組を進めることが大切です。地域に密着した活動の展開や地域独自のサービスの実施を支援しながら、地域に合った取組を進める必要があります。

【町の取組（公助）】

- 今まで以上に公共施設や道路・公園等のバリアフリー化やユニバーサルデザインの観点を取り入れた整備を関係機関と連携し、進めていきます。
- 商店等に対してバリアフリーやユニバーサルデザインの考え方を普及啓発し、誰もが利用しやすい環境づくりに対する理解・協力を求めています。
- 今まで以上に人権教育・啓発に関する研修を推進します。
- 「心のユニバーサルデザイン（自分以外の人のことを考えるちょっとした気配り）」について啓発に努めます。
- 障がい者の理解・啓発に努め、「心のバリアフリー」を推進していきます。

【住民の取組（自助・共助）】

困っている人がいたら積極的に声をかけましょう

一般的なマナー、地域のルールをきちんと守ることや、自分以外の人のことを考えるちょっとした配慮や思いやりを持って、みんなで「心のユニバーサルデザイン」と「心のバリアフリー」を実践していくことが大切です。

(2) 安全・安心なまちづくり

【現状と課題】

災害発生時には、マニュアル通りに行動できるとは限りません。

災害が発生した場合を想定して、いざというときに役立つ知識を身につけ、地域の力で消火、救助、避難などができる体制を確立しておく必要があります。また、実際に即した防災訓練や災害に備えた体制づくりも合わせて必要です。

また、近年では、子どもたちを狙った犯罪や振り込め詐欺、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦を狙った悪質商法も増加しています。

一人ひとりが防犯意識を高め、犯罪に遭わないように心がけるとともに、地域ぐるみで防犯活動を展開することが必要になります。

【町の取組み（公助）】

- 自主防災組織、福祉施設、企業等に対し防災訓練の実施を呼びかけます。
- 公共施設の耐震化を進めます。
- 広報紙やホームページ等により防犯意識の啓発に努めます。
- 効果的な避難支援の方策について検討します。

【住民の取組み（自助・共助）】

自分たちの地域は自分たちで守るという意識を持ちましょう

いざというときに役立つ知識を身につけ、地域の力で防災・防犯体制を確立しておく必要があります。自分たちの地域は自分たちで守るという意識を持って、積極的に防災活動や防災訓練に取り組みましょう。犯罪者が入り込みにくい、また犯罪をしにくい地域づくりが大切です。

（３）再犯防止の推進（三木町再犯防止推進計画）【新規】

【現状と課題】

令和２年版犯罪白書によると我が国の犯罪における刑法犯の認知件数は令和元年に戦後最小を更新するなど減少傾向です。しかし、その一方で約３割の再犯者によって約６割の犯罪が行われていることが示されており、さらに刑務所に再入所した者のうち７割が再犯時に無職であり、仕事に就いていない者の再犯率は仕事に就いている者に比べ約３倍と高く、不安定な就労と再犯リスクとの関係が明らかになっています。

国は再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民が安心安全に暮らせる社会の実現を目的に、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」を制定しました。そこには、国及び地方公共団体の責務が明示され、地方公共団体は取組を推進するため、地方再犯防止推進計画の策定に努めることと明記されています。

本町では「再犯の防止等の推進に関する法律」第８条第1項に規定された地方再犯防止推進計画として「三木町再犯防止推進計画」を策定し、本計画に盛り込み、安全で安心して暮らせる社会の実現と、犯罪をした者等が社会の一員として復帰できるよう取組を行っていきます。

【町の取組み（公助）】

- 保護司、保護司会、更生保護女性会、BBS 会等の更生保護ボランティア団体の活動についての普及啓発等の支援を行っていきます。
- 高松保護観察所や保護司会、香川県地域生活定着支援センター等とも連携し、就労支援や生活困窮自立支援制度など福祉施策等の活用を支援していきます。
- 地域全体で再犯防止と立ち直りを支援するために刑事司法機関（高松保護観察所・コレワーク四国・高松法務少年支援センター等）関係機関、団体等との連携を図りながら、「再犯防止啓発月間（７月）」等を通じ、町民の再犯防止に関する理解促進に努めていきます。

【住民の取組み（自助・共助）】

更生保護の取組みについて知りましょう

犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組である「社会を明るくする運動」への理解を深め、積極的に参加していきましょう。また、保護司、保護司会、更生保護女性会、BBS 会等の更生保護ボランティア団体の活動への理解を深め、その活動に参加していくことで、更生保護に対する理解を深めていくことが大切です。

（４）権利擁護の推進（三木町成年後見制度利用促進基本計画）【新規】

【現状と課題】

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定の尊重等の理念及び本人保護の観点から認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分であるために、金銭管理や契約など法律行為における意思決定が困難な人を支援し、虐待や消費者被害、詐欺被害等の権利侵害から守る制度です。今後、認知症高齢者の増加や単身世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられます。

しかしながら、現在の成年後見制度の利用状況をみると、認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない現状となっています。そのため制度の利用が促進されるよう、基本計画を策定し、必要な対策を推進することが市町村に求められています。

本町では、令和3年10月より福祉介護課及び地域包括支援センター内に成年後見制度利用促進の中核となる機関として「三木町成年後見センター」を設置して権利擁護体制の整備や相談・支援を行っています。

【本町における成年後見制度の利用状況】

①成年後見制度対象者数（推定）（令和2年12月現在）

認知症	知的障がい	精神障がい	合計
1,043人	79人	13人	1,135人

※推定認知症数：要介護認定申請者のうち日常生活自立度Ⅱ以上の人数

知的障がい：療育手帳A判定以上の所持者数

精神障がい：精神障害者保健福祉手帳1級以上の所持者

②成年後見制度類型

別利用者数（令和2年12月現在）

成年後見	保佐	補助	任意後見	合計
23人	11人	3人	0人	37人

資料：香川県長寿社会対策課作成「権利擁護（成年後見制度利用等）に係るニーズ推計」

③成年後見人等と本人との関係について（令和3年10月現在）※監督人含むため重複あり

親族	弁護士	司法書士	社会福祉士	法人後見	その他
20人	8人	20人	3人	5人	0人

資料：高松家庭裁判所

④町長申し立て実施状況の推移

平成30年度	令和元年度	令和2年度
1件	1件	3件

資料：福祉介護課・地域包括支援センター

【町の取組み（公助）】

○三木町成年後見センター（中核機関）の設置・運営

成年後見制度利用促進のために中核的な役割を担います。成年後見制度に関する総合的な相談窓口として相談支援や関係機関のコーディネート、各関係機関とも連携し、適切な後見人候補者の選任（マッチング）等を行います。その他、成年後見制度の普及啓発のための取り組みを行います。

○協議の場の設置

成年後見制度の利用促進や、地域の権利擁護体制の整備、関係機関とのネットワーク構築を目的とした協議の場を設置し、他職種間での課題解決や地域課題の抽出に努めます。

○後見人支援と不正防止

中核機関が核になり、後見人等の日常的な相談に応じ、後見人等の支援を行うとともに、親族後見人等が孤立することがないように、地域連携ネットワークの強化に努めます。

○後見人等の担い手の育成

三木町社会福祉協議会が実施する法人後見制度の機能強化を図っていきます。また、市民後見人等の育成についても検討していきます。

○成年後見制度利用支援事業の実施

申立人がいないが制度の利用が必要な方に対し、町長が申立て手続き等を行います。また、低所得の被後見人に対し、後見報酬の助成等も行います。

【住民の取組み（自助・共助）】

成年後見制度について知って権利擁護に対する理解を深めましょう

成年後見制度についての研修会などに積極的に参加することで制度についての正しい理解を深めることが大切です。また、地域で声を掛け合いながら、制度の利用が必要な方がいた場合に適切な相談機関に相談できる体制づくりや地域づくりが必要です。

第5章 計画の推進

1 地域支援ネットワークの構築

地域福祉を向上させていくためには、地域福祉に携わる者同士が、連携して取り組む必要があります。

そのために多くの住民がまちづくりに参画し、様々な分野においてお互いを理解し、支え合う温かな地域づくりのため、福祉、保健、生活関連分野の支援団体及びボランティアの地域支援ネットワークを構築します。また、生活支援体制整備事業の協議体の取組等により、地域支援活動の情報提供を円滑に行い、誰もが参加しやすい環境の整備に努めます。

2 地域社会の理解促進

社会福祉協議会とも連携し、住民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進していきます。

3 庁内体制の整備

庁内においては、関係各課及び各課の実務担当者と連携をとり、全庁的な体制のもとで本計画の進捗状況や関連情報の把握と評価を行いつつ、計画の推進を図っていきます。

4 計画の評価・検証

計画の推進に当たっては、施策の有効性や達成状況などを把握しながら、評価・検証を行い、効果的な取組に努めます。

5 国・県との連携

地域福祉施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。このため、国や県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に努めます。

三木町地域福祉計画

令和 4 年 3 月 発行

発行者 三木町

編集 三木町 福祉介護課 福祉長寿係

〒761-0692

香川県木田郡三木町大字氷上 310 番地

電話：087-891-3304 （内線:1213）